

第2章 「三位一体改革」の財政運営に対する影響

1. はじめに

本章では、まず、(財)日本都市センターが実施したアンケート調査(「三位一体改革後の都市行政に関するアンケート調査」)から、「三位一体改革」の評価と今後の改革への展望を明らかにする。併せて、「三位一体改革」の過程で地方財政計画の歳出抑制によって地方交付税(臨時財政対策債を含む)の総額が抑制され、多くの自治体で歳入が減少したことに対して、各都市自治体がどのように対応したかを示す。なお、アンケート調査の概要は、以下の通りである。

- (1) 調査主体 財団法人 日本都市センター
- (2) 調査対象 全国 802 市・特別区(調査時点)
- (3) 調査方法 郵送配布、郵送回収(FAX、Eメールでの回答も受付)
- (4) 調査期間 平成 18 年 11 月 20 日～平成 18 年 12 月 20 日
但し、一部の設問については平成 19 年 1 月 12 日に追加照会を実施した。
- (5) 回収状況 561 市・特別区(回収率 70.0%)
- (6) 調査票 pp.65-73 参照

2. 都市自治体からみた「三位一体改革」の評価と今後の改革への意見

(1) 三位一体改革への評価

まずは、今後の地方税財政制度の改革への意見・要望として自由回答に記述された回答から、「三位一体改革」への評価をみることとする。

Q23 今後の地方税財政制度の改革に対する要望やご意見などがございましたら、ご自由にお書き下さい(書ききれない場合には、別紙にてご回答ください)。

税源移譲に対しては一定の評価をしている。

「三位一体改革」により 3 兆円の税源移譲が実施されたことそのものについては、都市自治体からも地方分権の視点から、これを評価する回答が多くみられた。具体的には、以下のような回答が代表的であった。

・「三位一体の改革により、約 3 兆円の税源移譲が実現したことは評価しま

す。しかし、地方が廃止を提案した国庫補助負担金は多くが温存されたままになっており、更なる税源移譲の余地があると考えています。」

- ・「分権型自治システムの構築をめざした第1期三位一体改革では、現在まで約3兆円の税源移譲と約4兆円の国庫補助負担金の見直しが決定された。税源移譲については一定の評価ができるものの、国庫補助負担金の見直しについては生活保護費負担率の引き下げを提案した後、地方の反発にあうと児童扶養手当や児童手当の負担率引き下げが唯一の選択肢であるかのように地方に同意を求めるなど、地方が求めている真の地方分権改革の理念にそぐわない部分も見受けられる。」
- ・「来年度からの税源移譲において、個人住民税の10%フラット化等により、地方としての裁量が増し、一步、地方分権が前進したように思われる。ただ、今後地方と都市のバランス（人口の減少、税等の減少）をどう改善していくかが国におかれた責務ではないかと思われる。また、このことを地方においても最重要課題とし、過疎地における住民が安全で安心できる地域づくりを目指さなければならない。」

これらの回答に共通しているのは、税源移譲を評価する一方で、改革は必ずしも満足のいくものではなく、積み残した課題は多いということである。次項以降で、これらの課題について延べることとする。

「三位一体改革」が、本来の理念である「地方分権」ではなく、「財政再建」を目的としたものとなってしまった。

「三位一体改革」に関する評価で最も多かったのが、地方分権という本来の趣旨から外れ、財政再建のみが優先された改革であったというものであった。具体的には、以下のような回答が代表的であった。

- ・「税制、国庫補助負担金及び交付税改革に代表される三位一体の改革は、国財政の再建策が優先され「削減ありき」の方向が顕著に現れたものとなった。国は、地方公共団体が行う仕事と財源について十分に検証した結果として制度改革を行ったのか疑問の残るところであり、特に市町村に対する説明責任は果たされていないと考える。」
- ・「今までの三位一体改革の議論が、「地方の自立」という本来の目的を外れあたかも交付税や補助金の削減が目的であるかのように扱われてきた点について、大変遺憾である。」
- ・「改革の名の下に国の借金を地方に転嫁するやり方はやめていただきたい。（地方交付税制度、国庫補助負担金の削減）改革の現状は地方分権推進に逆行し、財政的に地方の自立性を弱めている。」

これらの回答は、必ずしも財政力の弱い自治体に限らないということに注意が必要である。なお、紙幅の関係上、個別の意見は挙げるができないが、特に、地方交付税については、「まず削減ありきなのではないか」という意見が非常に多く見られた。

財政再建を優先させた結果、一般財源が減少するとともに、自治体間の格差が大きくなった。

前述のように、「三位一体改革」が財政再建を優先させたものとなったために、結果として個別の自治体にとっては、多くの自治体において大幅な歳入の減少になった（後述するが、アンケートのQ22にも同様の回答が多数みられた）。具体的には、以下のような回答が代表的であった。

- ・「国の三位一体改革は、急激な歳入不足をもたらしたとともに地方への負担を多くし都市と地方との格差を助長している。地方自治体は直接住民と接しているため、急激な歳入不足に伴う歳出削減は住民サービスの低下を伴うものとなり、行政に対する不満として跳ね返ってきている。健全な財政運営を行っていくためには、現在の特色ある行政サービスの縮小、廃止はやむをえない状況にあり、更なる住民サービスの低下は避けることができない状況にある。」

このような歳入減が実際の財政運営に与えた影響については、これも次節で詳述することとしたいが、ここでは、その結果として、自治体間の格差が大きくなったという意見がみられたことにも注目すべきであろう。具体的には、以下のような回答が代表的であった。

- ・「景気拡大による税収の伸びは、中央における大都市であって、全国的に都市と地方の格差が広がっている。この間の改革によって、多くの地方公共団体は歳入不足を補うため基金を取り崩してしのいでいるのが実態である。」
- ・「三位一体の改革」は、国庫補助負担金を改革（削減）して、地方の個人住民税所得割に税源移譲を行いながら、地方交付税の改革（削減）も併せて行うものだが、個人所得額の多い中央都市と個人所得額の少ない地方都市との益々の財政格差が生じるのではないかと懸念するところである。」

国庫補助負担金改革は経常的なものであり、地方の裁量権拡大に結びつかなかった。

「三位一体改革」のメリットとして、地方の裁量権拡大への期待が高かったが、実際に削減された国庫補助負担金は地方六団体が提出した改革案に

沿ったものではなく、補助率の引き下げや、経常的な国庫補助負担金の一般財源化で対応したため、実質的な裁量権には結びついていないという指摘も多くみられた。具体的には、以下のような回答が代表的であった。

- ・「三位一体改革によって、一部の国庫補助負担金において補助率の引き下げ、交付金化が行われたが、その実施権限の地方の自由度が高まっていないものがあるため、更なる地方への税源移譲及び権限移譲を求める。」
- ・「今後の地方税財政制度では、三位一体改革のように、国の財政再建を優先したり、生活保護や児童扶養手当等の国が責任を持つべき社会保障について、負担だけ地方に押し付け、権限を維持しようとしたりすることは断じてやめていただきたいと考えています。」
- ・「現在進められている三位一体改革の中では、自由度に繋がらない国庫支出金の削減などが行われ、理念とは懸け離れた単なる数字あわせとなっているようである。」

このような指摘は、後述するさらなる改革を求めることに結びついているといえる。

(2) 今後の地方税財政制度の望ましい方向性

これまで述べてきたように、「三位一体改革」については、都市自治体の側からはかなり厳しい評価がなされてきたといえるが、これは、改革がまだ途上の段階であり、さらなる改革が求められていることを示しているといえよう。ここでは、都市自治体が求めるこれからの改革の方向性について、みることにする。

さらなる税源移譲や権限移譲・関与の見直しによる地方分権推進への期待
今後の改革の方向性としてまず挙げられるのが、さらなる税源移譲である。都市自治体からの回答でも、さらなる税源移譲を求める回答が多くみられたのはもちろんだが、税源移譲に際しては、地方分権の視点から行われるべきものであり、そのためには、権限の移譲や国による関与の見直しが必要であるということは、併せて論じるべきであるとの回答がほとんどである。具体的には、以下のような回答が代表的であった。

- ・「充実した市民サービスの提供を行うためにも、自主財源の確保に努めることが重要となってくる。したがって、個人住民税による税源移譲にとどまらず、消費税による税源移譲など、さらなる改革の推進を期待する。」
- ・「三位一体改革の本来の目的である「地方分権」にはほど遠い内容であり、地方の裁量拡大に結びつくものがほとんど見られず残念であった。今後は

地方の自主性が十分に発揮されるよう、財源とセットで権限移譲にも取り組んでいただきたい。」

- ・「地方分権推進法が制定され地方への権限移譲が進められると思うが、権限の移譲を議論する際にはあわせて税源の移譲を行うことが必要であり、権限移譲が単なる地方への負担の押し付けにならないように議論を進めていただきたい。」
- ・「地方が担う事務と責任に見合う国と地方の税源配分の是正、更なる税源移譲、未だ残る国の過剰な規制・関与の撤廃について、早期実現を図ることを要望する。」

一層の地方財政計画の圧縮・地方交付税の削減による一般財源減少への不安

その一方で、「三位一体改革」の過程において、地方財政計画の歳出抑制によって地方交付税（臨時財政対策債を含む）の総額が抑制され、多くの自治体で歳入が減少したことから、今後の改革においても、更に地方財政計画の歳出抑制・地方交付税の削減が行われることを危惧する回答が非常に多くみられた。具体的には、以下のような回答が代表的であった。

- ・「国の関与等を見直すことなく地方財政計画や地方交付税を圧縮すれば、法令等で義務づけられている事務事業が実施できなくなるばかりでなく、地方の自由度を縮小し、住民に必要なサービスを提供することができなくなる恐れがある。また、自治体間の財政力格差があるなかで地方交付税が圧縮された場合、相対的に税収が少ない自治体では、他の自治体に比べ公共サービスを提供することが不可能となり、財源調整機能が十分機能しなくなる。」
- ・「これ以上の地方交付税の削減には反対である。多くの地方自治体において地方交付税が財政運営の柱となっているのに、国の財政再建の観点からその大幅削減がなされており、地方自治体はいまやその存続さえもが危ぶまれている状態である。90年代の経済停滞時の国の誘導により、地方は公共工事に代表される財政支出を追加的に行った結果、地方債残高が膨らみ、その償還が地方の財政運営を圧迫し、地方財政の危機を招いた一因となった。国は自らの財政運営の失敗を地方財政制度の改革と称し、財政再建の痛みを地方にばかり押し付けているのが実態であり、仮に地方財政の疲弊と引き換えに国の財政問題が解決しても何の意味もない。今後は国と地方が手を携え、一体となった財政運営を行っていくべきであると思料する。」

「新型交付税」および財源保障機能縮小への不安

Q23 の設問を通じて最も回答が多かったのが、平成 19 年度予算より導入される「新型交付税」に関するものである。調査時点（平成 18 年 11 月～12 月）では、「試算の基本フレーム」しか示されておらず、一部の都道府県においてその影響の試算がなされていたことから、交付税額がどのように変化するか、不安を示す回答が非常に多くみられた。また、地方交付税の算定が「新型交付税」に移行することにより、これまで地方交付税が担ってきた財源保障機能が担保されなくなることに不安を示す回答も、非常に多く見られた。具体的には、以下のような回答が代表的であった。

- ・「平成 19 年度に導入予定の新型交付税についてであるが、導入の目的とされた策定事務の簡素化はさほどなされてなく、総額だけが減額となっているという印象がある。これでは地方交付税本来の目的が脅かされる結果となってしまう、本末転倒も甚だしい。」
- ・「「新型交付税」の導入に当たっては、交付税制度の本質である財源保障機能を堅持し、交付税総額が国の裁量に左右されることなく確保されなければならない。また、後年度に財源措置をするとした地方債の元利償還金については確実に交付税措置をすること。」
- ・「地方交付税制度が新型交付税へと移行しようとしているが、人口の少ない過疎自治体を切り捨てようとするような改革であり、交付税の本来の目的であった財源調整機能をなくしてしまうような改革である。」
- ・「課税客体が大きい自治体は今後税源移譲の拡大を見据えた財政運営ができるが、課税客体が小さい自治体は現行の交付税制度のような財源保障制度がないと財政悪化による行政サービス的大幅低下につながる。」

地域間格差拡大への不安

また、地方交付税のもう一つの機能である地域間の財政力格差が「三位一体改革」において拡大したため、今後の改革ではこれを是正すべきとの回答も多く見られた。具体的には、以下のような回答が代表的であった。

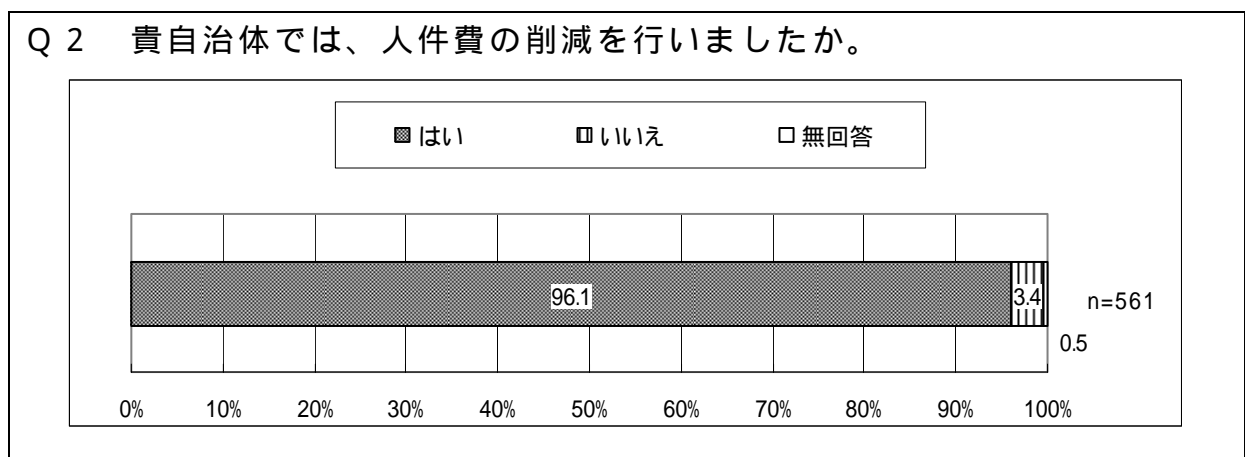
- ・「地方税財政制度改革の柱の一つは地方交付税改革であるといえ、来年度導入される新型交付税を始め、様々な改革が実施されると考えられます。交付税は三位一体改革の実施過程において削減が続いてきましたが、今後の改革により大幅な削減が実施された場合、交付税依存度が高い地方の自治体の財政運営は一層厳しさを増します。地方交付税の財源調整機能により、税の地域格差はある程度是正されていましたが、削減が続けば交付団体との格差はさらに広がり、住民サービスにもかなり影響がでてくると考

えられます。現在の住民サービスの水準が妥当かどうかは議論の余地があり、統一した見解を出すことは難しいと思いますが、交付税のみの改革だけでなく、地域格差がある税等の調整もあわせて進めていただくよう要望します。」

- ・「交付税改革として、単に人口・面積のみを算定基準とした簡素化が検討されているが、簡素化だけが優先され、人口が少なく、面積も狭い自治体への配分が減り、増額になる大都市部との格差が拡大する。団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の行政水準を維持しうるよう財源を保障するという交付税制度の趣旨に反することになる。」
- ・「改革が進む中で、財政力の強い自治体と弱い自治体の格差が開いているように思える。今後の改革に当たっては財政力格差を縮める改革とすることが不可欠である。」

3. 「三位一体改革」の過程における歳入減への都市自治体の対応

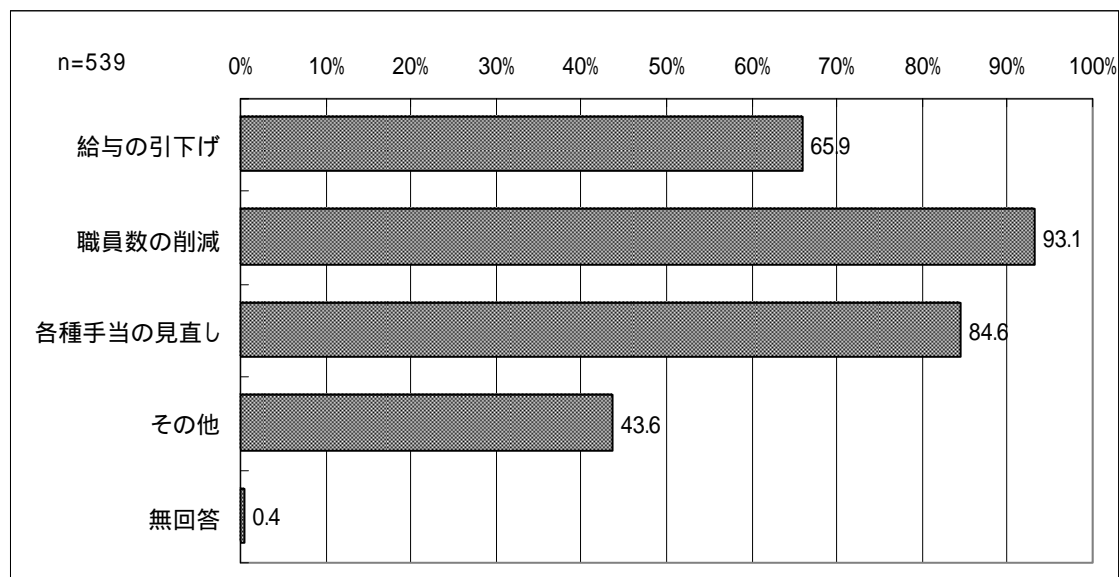
Q2～Q17では、「三位一体改革」の過程における歳入減に対して都市自治体がどのように対応したかについて、人件費の削減、公共事業費の削減、住民サービス(各種団体・個人への補助・助成等)の縮小または廃止、民間委託等の推進、手数料・利用料・負担金等の値上げ、基金の取り崩しのそれぞれについて、その取組み状況を尋ねている。ここでは、各設問の回答結果について、みていくこととする。



最初に、各自治体で人件費の削減を行っているかどうかについて尋ねたところ、96.1%と、ほとんど全てとっていいほどの都市自治体において人件費削減の取組みを行っているとの回答があった。厳しい財政状況に加え、総人件費の削減は、経済財政諮問会議から「総人件費改革基本指針」(平成 17

年 11 月 14 日) が、定員および給与の適正化は、総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成 17 年 3 月 28 日) が示されており、今や必須の取組みといっても過言ではない状況がうかがえる。

Q 3 貴自治体では、人件費の削減について、以下のような取組みを行いましたか。あてはまる数字全てに をつけるとともに、主な取組みと、もし試算を行っておられれば経費削減額を併せてお書きください。



Q 3 では、こうした人件費削減の具体的な取組みについて尋ねている。

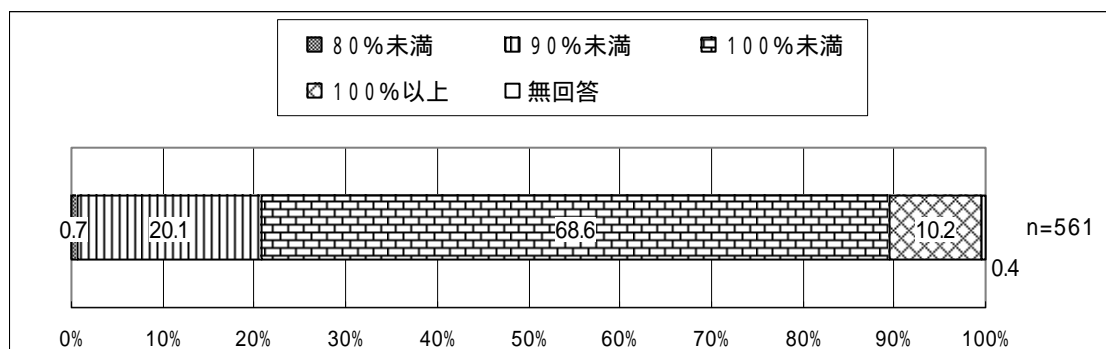
最も多いのが「職員数の削減」で、9 割を超える都市自治体で実施されていた。多くの都市自治体において、その取組みの中心は、退職者の不補充ないしは採用の抑制による、職員の削減である。削減した職員の業務について、臨時職員・嘱託職員や民営化などで代替し、人件費の削減を図っているという回答もみられた。また、一部ではあるが、勧奨退職を行っているという回答もあった。

次いで多いのが、「各種手当での見直し」で、8 割を超える都市自治体で実施されていた。その具体的な内容は、ほとんどの自治体で挙げられている特殊手当、調整手当、通勤手当など、諸手当の適正化の視点からの見直しのみならず、管理職手当、時間外手当の(自治体によっては大幅な)削減など、実質的な給与カットの視点からの手当での見直しも、多くの自治体で行われていた。

「給与の引き下げ」は、約 3 分の 2 (65.9%) の都市自治体で実施されていた。具体的な取組みとしては、比較的多くみられたのが特別職の給与カッ

トだが、管理職の給与カットや、一部の都市自治体では、一般職の給与カットの取組みもみられていた。

Q 4 貴自治体の職員数（一般行政部門）をご記入下さい。
 （平成 18 年 4 月 1 日の職員数 / 平成 14 年 4 月 1 日の職員数）

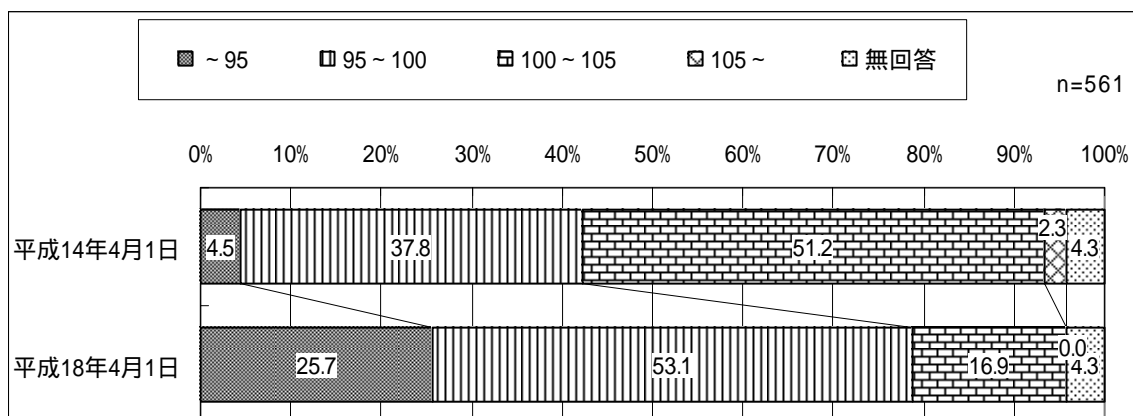


Q 4 では、一般行政部門（地方公共団体の定員のうち、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門（教育、公安を除く各種行政委員会を含む）の定員の合計（総務省「地方公共団体定員管理調査」））の実際の職員数を尋ねている。

総務省の同調査によれば、市町村全体では、平成 14 年 4 月 1 日時点で 110.0 万人であった一般行政部門の職員が、平成 18 年 4 月 1 日時点では 102.7 万人（平成 14 年比 93.3%）まで減少している。本調査でもほぼ同様の傾向がみられており、平成 14 年 4 月 1 日時点と平成 18 年 4 月 1 日との比をみても、約 7 割が 90～100%に集中している。更に、90%を下回っている自治体も、約 2 割存在する。その一方で、一般行政部門では 100%を上回っている自治体も約 1 割みられるが、このうちの一部では、公営企業等会計部門での人員削減による配置転換の結果、一時的に一般行政部門が増加したものも含まれるようである。

Q 5 では、都市自治体のラスパイレス指数を、平成 14 年 4 月 1 日時点と平成 18 年 4 月 1 日時点のそれぞれについて尋ねている。本調査での平均値は平成 14 年 4 月 1 日時点で 100.2 であったのが、平成 18 年 4 月 1 日時点では 96.8 と、この 4 年で大幅に下がっている。これを階級別にみると、その変化を明確に観察することができる。平成 14 年 4 月 1 日時点ではラスパイレス指数が 100 を超えていた都市自治体が約半数だったのに対して、平成 18 年 4 月 1 日時点では 8 割近くの都市自治体でラスパイレス指数は 100 を切っている。

Q 5 貴自治体のラスパイレス指数をご記入下さい。



比較のため、どちらかが一つが無回答だった場合、両方を「無回答」としている。

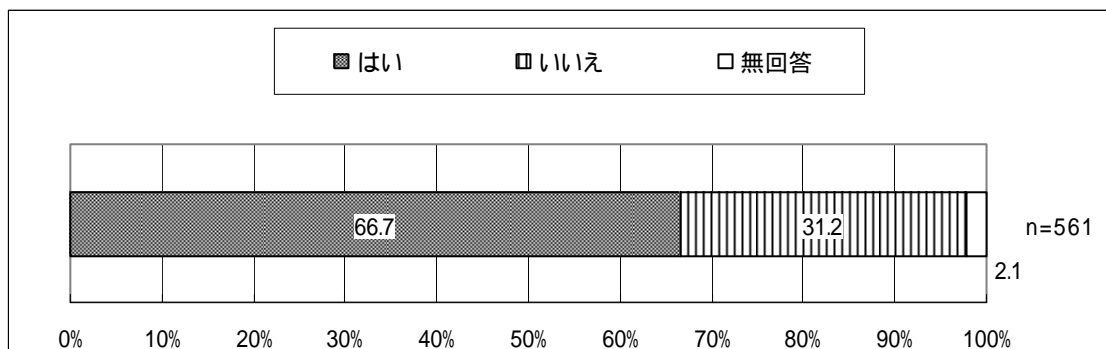
なお、ラスパイレス指数については、総務省が毎年行っている「地方公務員給与実態調査」にて全都市の平均値が公表されている。ここでも、市の平均値が平成14年4月1日現在101.4であったのが、平成18年4月1日現在では97.4となっており、本調査と同様の傾向がみられた。

表2 - 1 都市自治体の種類別ラスパイレス指数の平均値

	平成14年4月1日現在	平成18年4月1日現在
指定都市	103.4	100.2
市	101.4	97.4
特別区	102.3	101.4

(出所：総務省「地方公務員給与実態調査」(各年)より作成)

Q 6 貴自治体では、公共事業費の削減を行いましたか。



Q 6 では、公共事業費について、削減しているかどうかを尋ねている。こ

の設問に「はい」と回答したのは、約3分の2の都市自治体であった。しかしながら、普通建設事業費の市町村合計（市町村合併がある関係から、事業費の比較は市町村ベースとしている）を平成14年度決算と平成16年度決算で比較すると、10兆2,091億円から7兆8,923億円と大幅な減（マイナス22.7%）となっており¹、その削減幅は人件費よりもはるかに大きいことを踏まえると、この数値は少ないともいえる。その理由については、SQの回答をみることにしたい。

SQ 見直しを行った公共事業のうち、大幅な事業費の抑制を行ったものについて、代表的な例をあげてください。また、もしわかるようでしたら、経費削減額を併せてお書き下さい。

SQでは、公共事業のうち大幅な事業費の抑制を行ったものについて、具体的に尋ねている。ここでの回答で、

- ・「公共事業に着目した特段の取り組みは行っていないが、財源的な制約から結果的に減少はしている。」

といったような、全体的に抑制しているという回答や、

- ・「公共施設建設の先送りや事業期間の延長」

といったような、事業の「先送り」などにより対応しているという回答が多くみられたことから、実際には公共事業費は大幅な削減は行われているものの、本問での公共事業費の「削減」という、ある意味直截的な問いへの回答が相対的に少なかったものと考えられる。

もちろん、実際に公共事業費を削減している取組みも多くみられた。代表的な回答としては、

- ・「シビックセンター建設の中止／余裕教室活用による児童館建設の見直し／市営住宅建設手法の見直し」

- ・「道路新設改良費において事業の優先順位を勘案し事業費の圧縮を図った。」

- ・「コミュニティセンター建設凍結、第一小学校建替え時期の見直し、道路打換え等の抑制、公園管理経費の削減、街路樹維持管理方法の見直し」

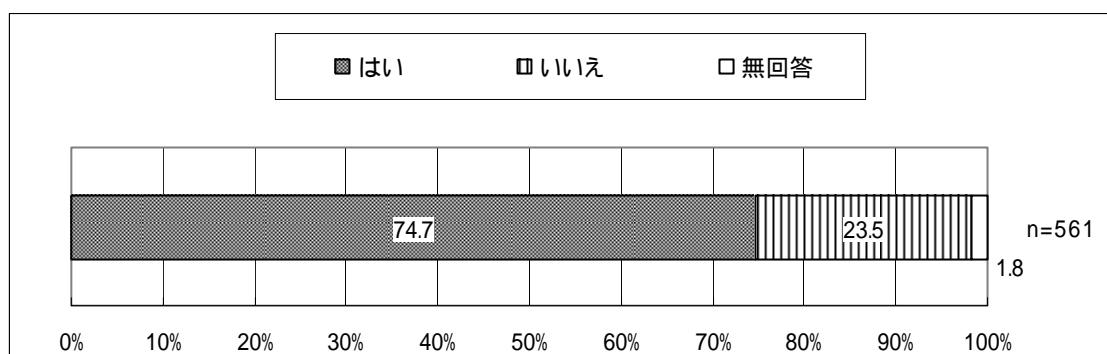
などがあった。このような取組みの結果、自治体によっては普通建設事業費を平成17年度決算では平成14年度決算の半分以下にまで抑制しているところもみられた。

¹ 地方財政調査研究会編『平成18年度地方財政統計年報』（地方財務協会）p.38。

また、

- ・「小学校分離新設校及び総合生涯学習施設整備・運営事業について、PFI事業として実施した結果、優秀提案者の入札価格に基づき、市が直接事業を実施する場合と比較して、現在価値換算で約29%削減されることとなった。」(PFIの活用)
 - ・「新材料の導入、新工法の導入、道路線形の見直し、道路舗装の2層一括施行/製品の大型化・長尺化による効率化等」(工法の見直し)
 - ・「条件付一般競争入札に郵便入札制度を導入し、総合評価方式による入札制度について検討した」(入札制度改革)
- などの新しい取組みによるコストダウンの工夫もみられた。

Q7 貴自治体では、住民サービス(各種団体・個人への補助・助成等)の縮小または廃止を行いましたか。



Q7では、住民サービスとして、各種団体・個人への補助・助成等を取り上げ、その縮小・廃止状況を尋ねた。各種団体・個人への補助・助成等を対象としたのは、「住民サービス」というのは余りに広範な概念であり、仮に行政分野別に尋ねたとしても、回答者に多大な負担がかかることが想定されたためである。

この設問に「はい」と回答したのは約4分の3の都市自治体であった。財政状況の厳しい中、各種団体・個人への補助・助成については市の単独事業も多いことから、比較的削減の取組みが進められてきたものと考えられる。

SQ 大幅な見直しを行った住民サービスのうち、主なものについて記載してください。また、もしわかるようでしたら、経費削減額を併せてお書き下さい。

SQでは、大幅な見直しを行った住民サービス(各種団体・個人への補助・

助成等)のうち、主なものについて具体的に尋ねている。

多くの自治体で見られたのが、各種補助金の一律カットである。ただし、削減率は、5%から、多いところでは20%と、自治体によって幅がみられた。

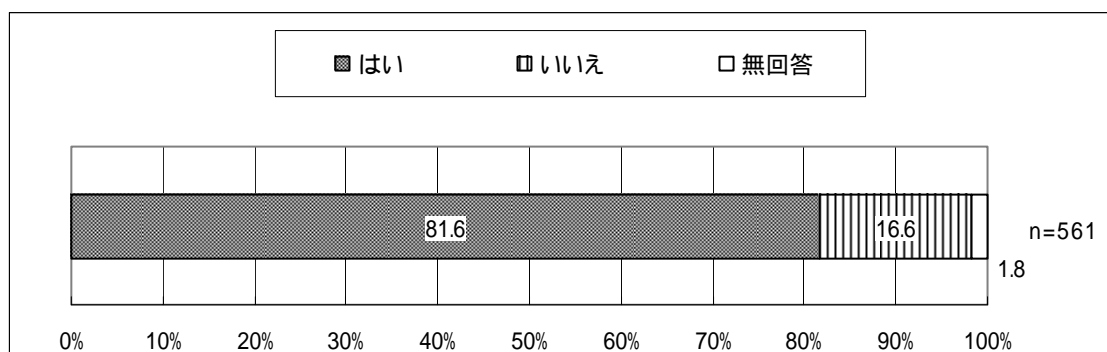
補助金については、削減だけではなく、廃止されたものも多く存在する。中でも、最も多くみられたのが、敬老祝い金の廃止である。また、地域における各種団体への補助については、多くの自治体で見直しの対象となっている。その他、老人医療費助成、介護者見舞金など、福祉分野における助成金も見直しの対象となっている。

なお、大幅な見直しを行った住民サービスの事例として、各種団体・個人への補助・助成等ではないが、

- ・「市内 9 出張所のうち、7 出張所を廃止した。市民サービスの水準を現行維持するため 2 出張所を存続するとともに、市内 7 特定郵便局に各種諸証明書等の交付事務、販売事務等の業務を委託した。また、市民サービスの向上推進を図るため、市役所で開庁している総合窓口の完全無休化、平日の開庁時間の延長を実施した。」

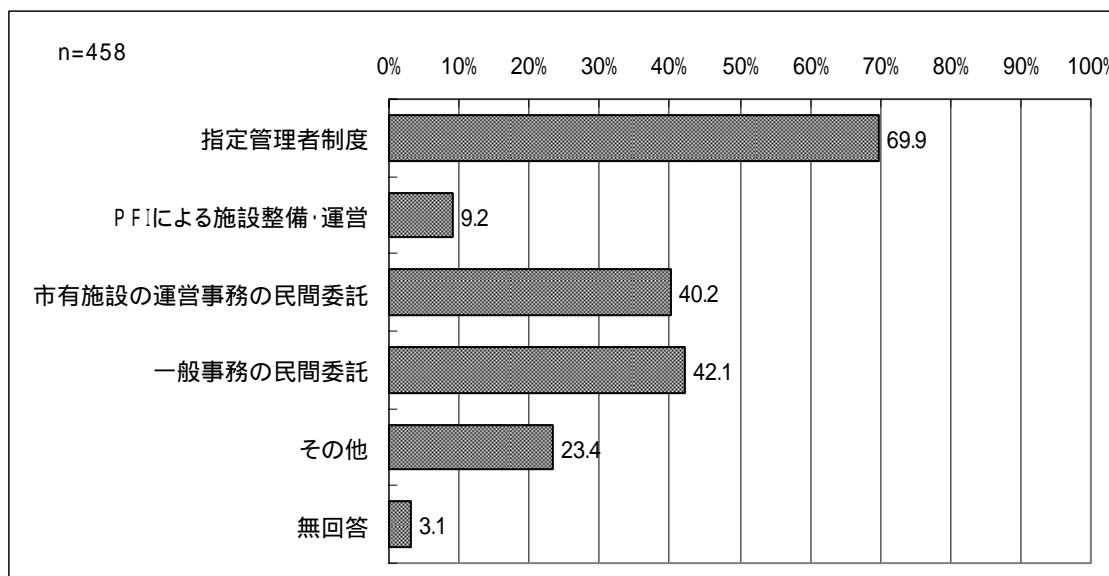
といった回答もみられた。

Q 8 貴自治体では、平成 14～17 年度に新たな民間委託推進の取組みを行いましたか。



Q 8 では、平成 14～17 年度における新たな民間委託の推進について、その取組み状況を尋ねている。この設問には、8 割を超える都市自治体が「はい」と回答していた。民間委託が推進される背景には、「民間にできることは民間に」という潮流はもちろんであるが、厳しい財政状況の中、民間委託によって可能な限りのコスト削減を迫られていることが考えられる。前出の総務省「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成 17 年 3 月 28 日)でも、「民間委託の推進」について強調されており、自治体において、民間委託の推進が重要な課題であることを示している。

Q 9 貴自治体では、以下のような民間委託推進等の取組みについて、平成14～17年度に新たに行いましたか。あてはまる数字全てに をつけるとともに、主な取組みと、もしわかるようでしたら経費削減額を併せてお書きください。

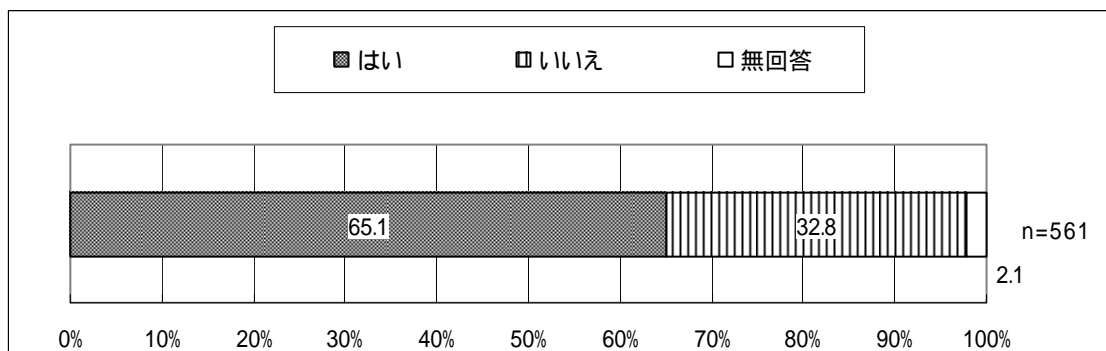


Q 9 では、こうした民間委託について、具体的な取組みについて尋ねている。

最も多かったのは「指定管理者制度」で、前の設問で「はい」と回答したうち、約7割の都市自治体で実施されている。これまで管理委託制度（委託対象は市の出資法人や公共的団体等に限定）を採っていた公の施設は、指定管理者制度の施行（平成15年9月）から3年（平成18年9月）以内に指定管理者制度へと移行しなければならないとされていることから、新たに行った取組みとしては最も多いものとみられる。実際の経費節減効果も、市内の指定管理者制度に移行した全施設を合わせると、数千万から数億に上っており、効果も上がっているといえる。

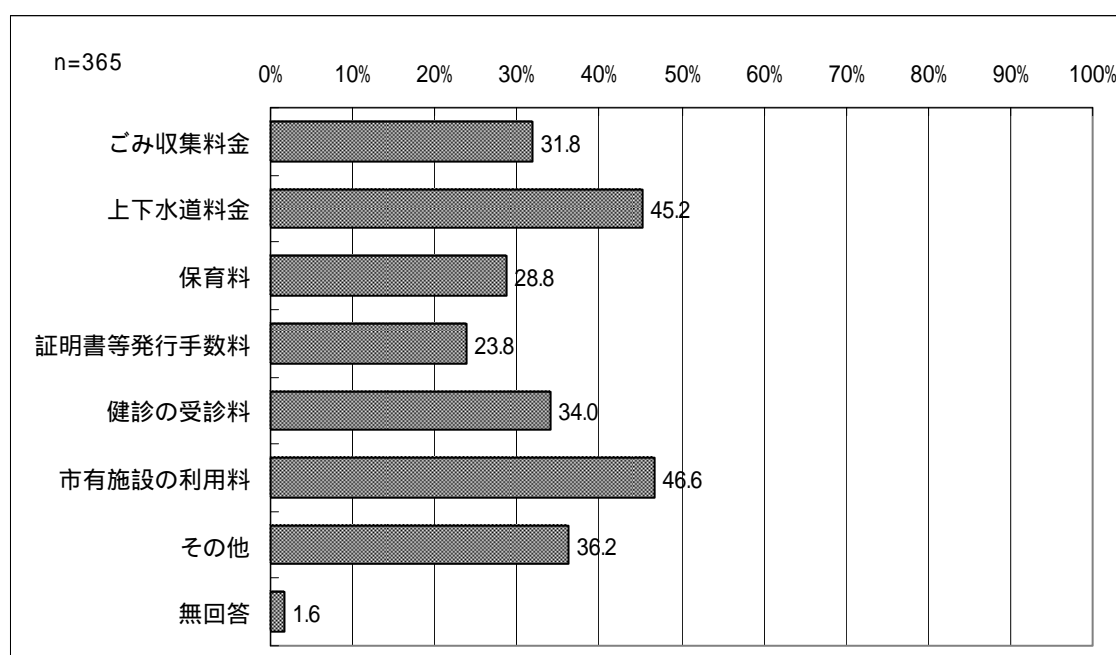
次いで多かったのは「一般事務の民間委託」と「市有施設の運営事務の民間委託」で、それぞれ約4割の団体が実施していた。これらの業務については、既に自治体によっては多くの分野で委託が行われているものもあったことから、回答率がそれほど多くなかったと考えられる。具体的に民間委託が行われた業務としては、一般事務ではごみ収集、水道メーターの検針、学校給食関係業務が、市有施設の管理運営では、図書館、保育園などが多く見られた。

Q12 貴自治体では、平成 14～17 年度に手数料・利用料・負担金等の値上げを行いましたか。



Q12 では、平成 14～17 年度に行われた手数料・利用料・負担金等の値上げについて、その状況を尋ねている。この設問には、約 65% の都市自治体が「はい」と回答していた。厳しい財政状況の中、各自治体には歳出削減とともに歳入確保の努力が求められていることから、受益と負担の明確化という観点から、手数料・利用料・負担金等の値上げに踏み切った自治体が多く見られたと考えられる。

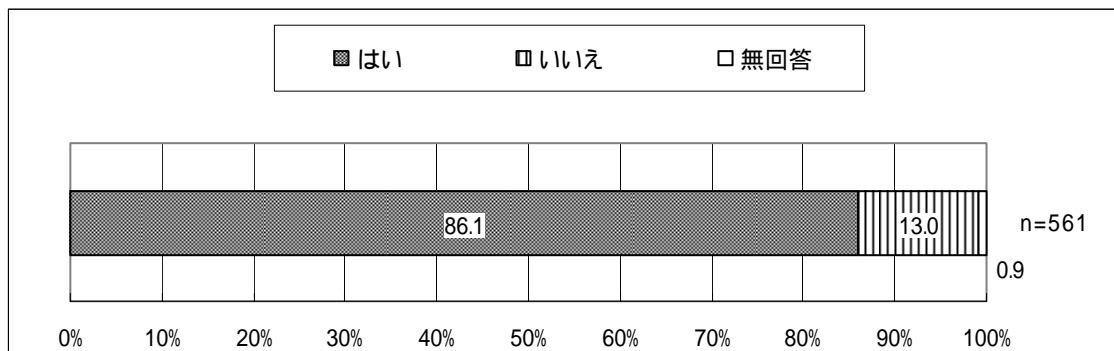
Q13 貴自治体では、平成 14～17 年度に以下のような手数料・利用料・負担金等の値上げを行いましたか。あてはまる数字全てに をつけるとともに、具体的に値上げを行った内容の概略について併せてお書きください。



Q13 では、こうした手数料・利用料・負担金等の値上げについて、その具

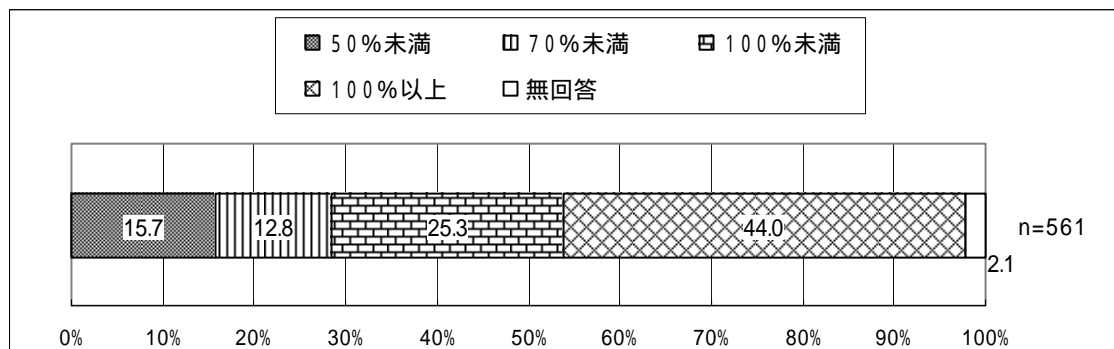
体的な取組みについて尋ねている。回答をみると、突出して多い項目こそみられないものの、「市有施設の利用料」と「上下水道料金」については、手数料・利用料・負担金等の値上げを行った都市自治体のうち、半数近くで実施されている。また、「健診の受診料」、「ごみ収集料金」の値上げについても、手数料・利用料・負担金等の値上げを行った都市自治体のうち、約3割が実施していた。

Q14 貴自治体では、平成14～17年度に財政調整基金の取り崩しを行いましたか。



Q14では、平成14～17年度に行われた財政調整基金の取り崩しについて、その状況を探っている。この設問に「はい」と回答した都市自治体は85%以上に上った。財政調整基金は本来、年度間の財政の不均衡を調整するとともに、非常時の支出に備えて積み立てておくべきものであり、大多数の自治体がこれを「取り崩した」と回答しているのは、この時期の歳入減が緊急事態とも言うべき状況であったかを物語っているといえるだろう。

Q15 貴自治体の財政調整基金の残高をご記入下さい。
(平成18年4月1日の残高 / 平成14年4月1日の残高)



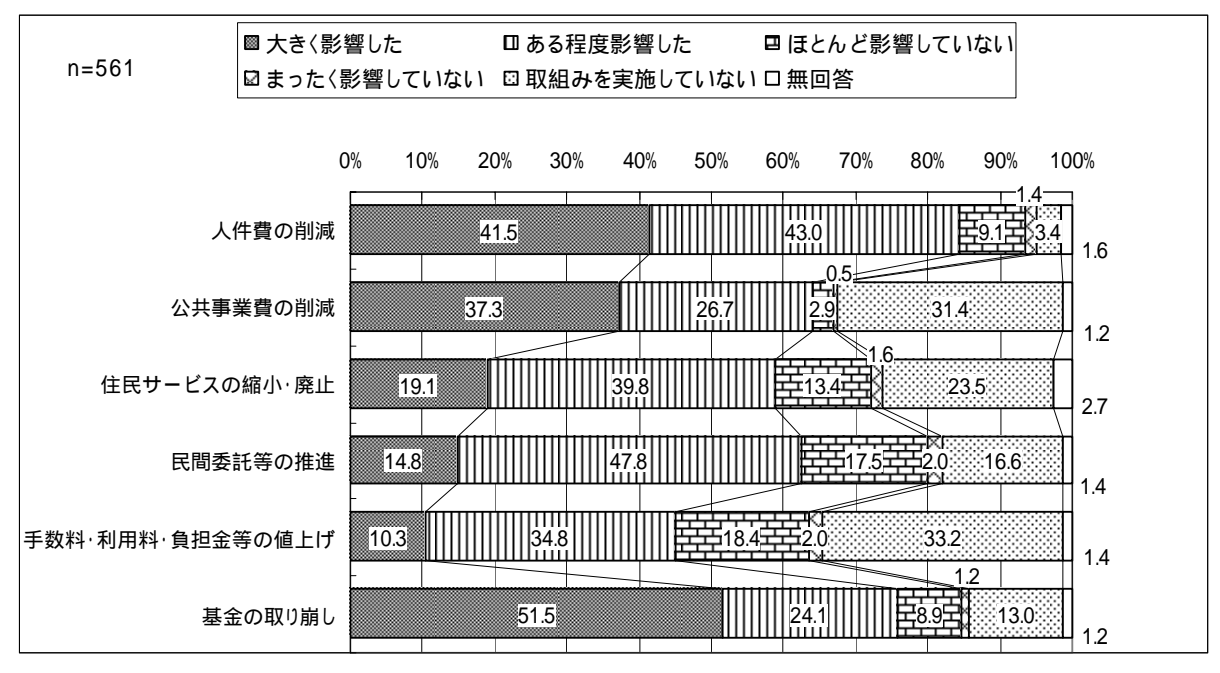
Q15では、財政調整基金について、その残高を探っている。ここでの回答

でも、100%未満が 53.8%、100%以上が 44.0%と、基金を取り崩した都市自治体の方が多くなっている。さらに注目すべきは、基金の残高が 50%未満の都市自治体が 15.7%、50～70%の都市自治体が 12.8%も存在することである。前述したような財政調整基金の性格を鑑みれば、財政調整基金の残高が半額以下になっている都市自治体においては、危機的ともいえる財政状況にあるといえるのではないか。なお、財政調整基金を取り崩したと回答している自治体がほとんどであったにも関わらず、実際に残高が減った都市自治体が半数だった要因としては、Q17において、

・「財政調整基金が増加した要因は、高利率の繰上償還を優先していたものを、将来の財政負担に備え積み立てることに切り替えたことや、三位一体の改革により普通交付税を低く見積もらざるを得ない状況にあったため、結果的に積み立てができたことによる。このように、地方交付税制度の不透明さが、財政運営に大きな影響を与えている。」

といった回答や、特定目的基金を含めた基金全体では減少しているとの回答があり、財政調整基金の残高が増えたことは、余裕ある財政運営には結びついていないわけではないことは、強調しておきたい。

Q16 Q2～Q15で尋ねた取組みに、地方財政計画の規模抑制がどの程度影響したとお考えですか。～のそれぞれについて、あてはまるもの1つをおつけください。



Q16では、Q2～Q15の各項目について、地方財政計画の規模抑制がど

の程度影響したかを尋ねている。「大きく影響した」という回答が最も多かったのが、「基金の取り崩し」で、半数以上の都市自治体が回答しており、「ある程度影響した」と合わせると、約4分の3の都市自治体が影響したと回答している。

「大きく影響した」と「ある程度影響した」と合わせると最も多くなるのが、「人件費の削減」で、これらの回答を合わせると、8割を超える都市自治体で「影響があった」との回答があったことになる。このうち、「大きく影響した」との回答が約4割である。

また、「公共事業費の削減」については、削減したかどうかの設問では、「削減した」との回答は約3分の2にとどまっていたが、削減額が非常に大きいことから、影響したかどうかという設問では、「大きく影響した」が37.3%、「ある程度影響した」が26.7%で、「削減した」と回答した自治体のほとんどにおいて、何らかの影響があったと回答している。

一方、「手数料・利用料・負担金等の値上げ」については、地財計画の規模抑制による影響かどうかという設問では、「大きく影響した」が約1割、「ある程度影響した」が約35%にとどまっており、相対的に回答は多くないという結果であった。これは、手数料・利用料・負担金等の値上げは、地方財政計画の規模抑制への対応というよりは、受益者負担の適正化などの視点から捉えているのではないかということが推察される。

なお、以下にQ16の各項目の人口規模別クロス集計を示す。人口規模の小さい団体ほど、大きな影響を受けている傾向が、非常に明確に現れている。

表 2 - 2 Q16 「人件費の削減」人口規模別クロス集計

	調査数	大きく影響した	ある程度影響した	ほとんど影響していない	まったく影響していない	取組みを実施していない	無回答
全体	561 100.0	233 41.5	241 43.0	51 9.1	8 1.4	19 3.4	9 1.6
35000人未満	74 100.0	46 62.2	21 28.4	1 1.4	-	4 5.4	2 2.7
55000人未満	118 100.0	58 49.2	42 35.6	7 5.9	1 0.8	7 5.9	3 2.5
80000人未満	106 100.0	41 38.7	56 52.8	5 4.7	-	3 2.8	1 0.9
130000人未満	97 100.0	36 37.1	43 44.3	14 14.4	1 1.0	2 2.1	1 1.0
230000人未満	75 100.0	27 36.0	40 53.3	5 6.7	1 1.3	2 2.7	-
430000人未満	46 100.0	15 32.6	19 41.3	11 23.9	1 2.2	-	-
430000人以上	19 100.0	5 26.3	12 63.2	1 5.3	1 5.3	-	-
政令指定都市	10 100.0	3 30.0	5 50.0	2 20.0	-	-	-
特別区	16 100.0	2 12.5	3 18.8	5 31.3	3 18.8	1 6.3	2 12.5

表 2 - 3 Q16 「公共事業費の削減」人口規模別クロス集計

	調査数	大きく影響した	ある程度影響した	ほとんど影響していない	まったく影響していない	取組みを実施していない	無回答
全体	561 100.0	209 37.3	150 26.7	16 2.9	3 0.5	176 31.4	7 1.2
35000人未満	74 100.0	34 45.9	15 20.3	1 1.4	-	22 29.7	2 2.7
55000人未満	118 100.0	48 40.7	28 23.7	4 3.4	-	36 30.5	2 1.7
80000人未満	106 100.0	38 35.8	32 30.2	1 0.9	-	35 33.0	-
130000人未満	97 100.0	38 39.2	21 21.6	4 4.1	-	33 34.0	1 1.0
230000人未満	75 100.0	26 34.7	22 29.3	3 4.0	-	23 30.7	1 1.3
430000人未満	46 100.0	13 28.3	18 39.1	1 2.2	1 2.2	13 28.3	-
430000人以上	19 100.0	9 47.4	5 26.3	-	-	5 26.3	-
政令指定都市	10 100.0	2 20.0	8 80.0	-	-	-	-
特別区	16 100.0	1 6.3	1 6.3	2 12.5	2 12.5	9 56.3	1 6.3

表 2 - 4 Q16 「住民サービスの縮小・廃止」人口規模別クロス集計

	調査数	大きく影響した	ある程度影響した	ほとんど影響していない	まったく影響していない	取組みを実施していない	無回答
全 体	561 100.0	107 19.1	223 39.8	75 13.4	9 1.6	132 23.5	15 2.7
3 5 0 0 0 人未満	74 100.0	24 32.4	30 40.5	8 10.8	- -	10 13.5	2 2.7
5 5 0 0 0 人未満	118 100.0	24 20.3	43 36.4	14 11.9	- -	32 27.1	5 4.2
8 0 0 0 0 人未満	106 100.0	19 17.9	46 43.4	9 8.5	2 1.9	27 25.5	3 2.8
1 3 0 0 0 0 人未満	97 100.0	20 20.6	34 35.1	14 14.4	- -	27 27.8	2 2.1
2 3 0 0 0 0 人未満	75 100.0	13 17.3	32 42.7	13 17.3	1 1.3	15 20.0	1 1.3
4 3 0 0 0 0 人未満	46 100.0	5 10.9	17 37.0	12 26.1	1 2.2	11 23.9	- -
4 3 0 0 0 0 人以上	19 100.0	1 5.3	11 57.9	2 10.5	1 5.3	4 21.1	- -
政令指定都市	10 100.0	- -	7 70.0	2 20.0	1 10.0	- -	- -
特別区	16 100.0	1 6.3	3 18.8	1 6.3	3 18.8	6 37.5	2 12.5

表 2 - 5 Q16 「民間委託等の推進」人口規模別クロス集計

	調査数	大きく影響した	ある程度影響した	ほとんど影響していない	まったく影響していない	取組みを実施していない	無回答
全 体	561 100.0	83 14.8	268 47.8	98 17.5	11 2.0	93 16.6	8 1.4
3 5 0 0 0 人未満	74 100.0	13 17.6	35 47.3	10 13.5	- -	14 18.9	2 2.7
5 5 0 0 0 人未満	118 100.0	17 14.4	50 42.4	20 16.9	1 0.8	29 24.6	1 0.8
8 0 0 0 0 人未満	106 100.0	16 15.1	48 45.3	16 15.1	1 0.9	24 22.6	1 0.9
1 3 0 0 0 0 人未満	97 100.0	14 14.4	44 45.4	21 21.6	1 1.0	15 15.5	2 2.1
2 3 0 0 0 0 人未満	75 100.0	10 13.3	44 58.7	11 14.7	3 4.0	7 9.3	- -
4 3 0 0 0 0 人未満	46 100.0	7 15.2	25 54.3	11 23.9	1 2.2	2 4.3	- -
4 3 0 0 0 0 人以上	19 100.0	3 15.8	13 68.4	2 10.5	1 5.3	- -	- -
政令指定都市	10 100.0	1 10.0	6 60.0	2 20.0	1 10.0	- -	- -
特別区	16 100.0	2 12.5	3 18.8	5 31.3	2 12.5	2 12.5	2 12.5

表 2 - 6 Q16 「手数料・利用料・負担金等の値上げ」
人口規模別クロス集計

	調査数	大きく影響した	ある程度影響した	ほとんど影響していない	まったく影響していない	取組みを実施していない	無回答
全体	561 100.0	58 10.3	195 34.8	103 18.4	11 2.0	186 33.2	8 1.4
35000人未満	74 100.0	15 20.3	20 27.0	9 12.2	- -	28 37.8	2 2.7
55000人未満	118 100.0	10 8.5	34 28.8	21 17.8	- -	52 44.1	1 0.8
80000人未満	106 100.0	12 11.3	34 32.1	15 14.2	1 0.9	43 40.6	1 0.9
130000人未満	97 100.0	9 9.3	37 38.1	21 21.6	1 1.0	27 27.8	2 2.1
230000人未満	75 100.0	8 10.7	30 40.0	14 18.7	1 1.3	22 29.3	- -
430000人未満	46 100.0	3 6.5	21 45.7	12 26.1	2 4.3	8 17.4	- -
430000人以上	19 100.0	- -	12 63.2	3 15.8	1 5.3	3 15.8	- -
政令指定都市	10 100.0	- -	4 40.0	4 40.0	1 10.0	1 10.0	- -
特別区	16 100.0	1 6.3	3 18.8	4 25.0	4 25.0	2 12.5	2 12.5

表 2 - 7 Q16 「基金の取り崩し」人口規模別クロス集計

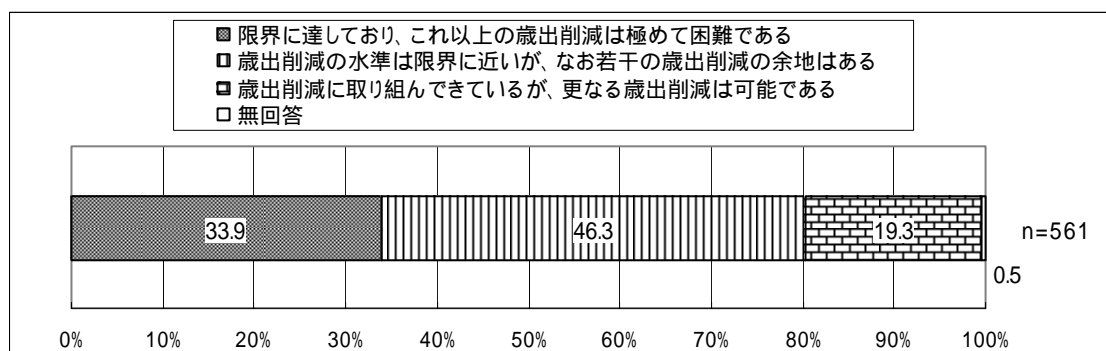
	調査数	大きく影響した	ある程度影響した	ほとんど影響していない	まったく影響していない	取組みを実施していない	無回答
全体	561 100.0	289 51.5	135 24.1	50 8.9	7 1.2	73 13.0	7 1.2
35000人未満	74 100.0	48 64.9	11 14.9	3 4.1	- -	10 13.5	2 2.7
55000人未満	118 100.0	75 63.6	19 16.1	7 5.9	- -	15 12.7	2 1.7
80000人未満	106 100.0	58 54.7	29 27.4	7 6.6	1 0.9	11 10.4	- -
130000人未満	97 100.0	47 48.5	30 30.9	7 7.2	3 3.1	9 9.3	1 1.0
230000人未満	75 100.0	36 48.0	23 30.7	7 9.3	- -	9 12.0	- -
430000人未満	46 100.0	13 28.3	15 32.6	11 23.9	1 2.2	6 13.0	- -
430000人以上	19 100.0	9 47.4	2 10.5	2 10.5	1 5.3	5 26.3	- -
政令指定都市	10 100.0	2 20.0	4 40.0	1 10.0	- -	3 30.0	- -
特別区	16 100.0	1 6.3	2 12.5	5 31.3	1 6.3	5 31.3	2 12.5

Q17 上記以外の取組みで、地方財政計画の規模抑制が影響したものがございましたら、ご自由にお書き下さい。

Q17は、これまでの設問以外での地方財政計画の規模抑制が影響したものについて、自由回答形式で尋ねたものである。

- ・「金額は少ないが、事務処理に効果がある。日額旅費の廃止。機動力が格段とあがった。これまで予算がないと出頭できなかったが、日帰りであれば何処までも出かけられる。(公用車の集中管理と高速使用料の管理の一元化と使用範囲の拡大。地方中核都市は日帰り圏内) / 事務補助賃金の原則廃止 (H13年度決算 H17年度決算で約3千万円削減) 金額的には見えないかもしれないが、現業職場でパート化を図った。さらに税の申告時、臨時職員を季節的に雇用していたが、横断的な職員の応援により廃止した。 / 庁舎の清掃を職員対応とした。(トイレ、廊下、階段、会議室) / 平成13年度決算は約118億円であったが、同17年度は約99億円(勸奨退職者18名分:約5億4千万円を含む)」
 - ・「市の業務を市民及びNPOに委託することで市民協働によるまちづくりを推進するとともに職員の採用を凍結して人件費を約4億円削減した。」
- といった回答があり、歳出削減に様々な努力をしている様子が伺える。

Q18 貴自治体におけるこれまでの歳出削減の水準について、現状はどの程度であるとお考えですか。貴方(財政担当課長)のお考えに最もあてはまるもの1つに をおつけください。



Q18は、歳出削減の水準について、どの程度であるかということを探ったものである。回答は、「限界に達しており、これ以上の歳出削減が極めて困難である」が33.9%であり、「歳出削減の水準は限界に近いが、なお若干の歳出削減の余地がある」が、46.3%となっている。この、「歳出削減の余地がある」という部分をどうみるかであるが、次の設問のQ19において、もし

地財計画が大幅に圧縮された場合、どういふ対応をするかという設問において、半数以上が「行政サービスの水準を引き下げる」という回答をしている。したがって、ここでの「歳出削減」というのは、「行政サービスの水準引き下げ」による歳出削減と考える見方が自然であるといえよう。

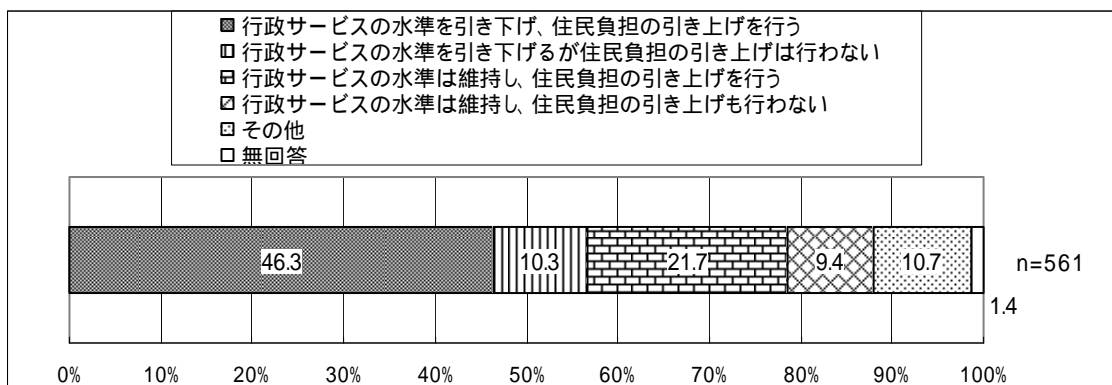
なお、この設問について人口規模別にクロス集計を行ったところ、人口規模の小さい団体において、「限界に達しており、これ以上の歳出削減が極めて

困難である」という回答が多い傾向が明確となっている。人口規模の小さい都市自治体において、特に厳しい財政状況になっていることを示しているといえよう。

表 2 - 8 Q18 人口規模別クロス集計

	調査数	困難である 以上の歳出削減 に達しており、 極めてこれ	削減の余地は ある	近しい水準は ある	減る可能性がある 更なる削減 に取組んで いく	無回答
全体	561 100.0	190 33.9	260 46.3	108 19.3	3 0.5	
35000人未満	74 100.0	37 50.0	25 33.8	12 16.2	-	
55000人未満	118 100.0	46 39.0	49 41.5	22 18.6	1 0.8	
80000人未満	106 100.0	38 35.8	50 47.2	18 17.0	-	
130000人未満	97 100.0	31 32.0	47 48.5	19 19.6	-	
230000人未満	75 100.0	22 29.3	38 50.7	15 20.0	-	
430000人未満	46 100.0	11 23.9	24 52.2	11 23.9	-	
430000人以上	19 100.0	4 21.1	12 63.2	3 15.8	-	
政令指定都市	10 100.0	1 10.0	6 60.0	3 30.0	-	
特別区	16 100.0	-	9 56.3	5 31.3	2 12.5	

Q19 今後、更なる地方財政計画の大幅な総額圧縮が行われたとしたら、どのような対応をすることになるとお考えですか。貴方（財政担当課長）のお考えに最もあてはまるもの1つをおつけください。



Q19 では、今後地方財政計画の更なる大幅な圧縮が行われた場合、どういふ対応をするかということを探っている。「行政サービスの水準を引き下げ、

住民負担の引き上げを行う」という回答が 46.1%と最も多く、次いで、「行政サービスの水準を維持し、住民負担の引き上げを行う」という回答が 21.7%、「行政サービスの水準を引き下げるが、住民負担の引き上げは行わない」というのが 10.3%という結果であった。逆に「行政サービスの水準は維持して、住民負担も行わない」という回答は、9.4%にとどまっている。したがって、大多数の自治体において、もし地方財政計画の更なる大幅な圧縮が行われた場合には、現状の行政サービスの水準を引き下げるか、住民負担の引き上げを行うことになる。

これを、財政力指数別にみたものが、表 2 - 9 である。財政力指数 0.75 未満の団体においては、「行政サービスの水準の引き下げ、住民負担の引き上げを行う」という回答が半数を上回っており、財政力の弱い団体において、これ以上地方財政計画が圧縮された場合には、これまでの行政サービスおよび負担水準が維持できなくなることを示している。

表 2 - 9 Q19 財政力指数別クロス集計

	調査数	行政サービスの水準を引き上げる	行政サービスの水準を維持し、住民負担の引き上げを行う	行政サービスの水準を引き下げるが、住民負担の引き上げは行わない	行政サービスの水準は維持して、住民負担も行わない	その他	無回答
全 体	561 100.0	260 46.3	58 10.3	122 21.7	53 9.4	60 10.7	8 1.4
0.50 未満	174 100.0	93 53.4	22 12.6	34 19.5	7 4.0	15 8.6	3 1.7
0.75 未満	178 100.0	101 56.7	14 7.9	39 21.9	11 6.2	12 6.7	1 0.6
1.00 未満	136 100.0	49 36.0	17 12.5	34 25.0	10 7.4	25 18.4	1 0.7
1.00 以上	55 100.0	15 27.3	2 3.6	12 21.8	18 32.7	7 12.7	1 1.8
特別区	16 100.0	2 12.5	2 12.5	2 12.5	7 43.8	1 6.3	2 12.5

Q22 いわゆる「三位一体改革」と総称される近年の地方税財政制度のさまざまな改革が貴自治体の財政運営に及ぼした影響のうち、対応に苦心されたのはどのような点でしたか。ご自由にお書き下さい(書ききれない場合には、別紙にてご回答ください)。

Q23 では、「三位一体改革」の過程における歳入減への都市自治体の対応への設問の最後として、これまでの近年の地方税財政制度改革の様々な過程でどのような点に苦心したかを自由回答で尋ねた。

自由回答であるにもかかわらず、回答のあった 561 自治体中、406 自治体から回答があり、この種の調査としては類を見ないほどの回答率（72.4%）であった。この回答率そのものが、近年の地方税財政制度のさまざまな改革が、都市自治体の財政運営に与えた影響がいかに大きかったかを物語っている。

紙幅の関係上、具体的な回答は資料 2 に譲ることとして、本文では主要な回答のみを抜粋するという形としたい。

税源移譲と国庫補助負担金改革はほぼ同規模であったが、地方交付税の削減により大幅な歳入減となった

税源移譲と国庫補助負担金改革はマクロベースでは概ねバランスするようになってきているが、臨時財政対策債を含む地方交付税の大幅な削減により、トータルでの歳入は多くの都市自治体で大幅なマイナスとなっている。代表的な回答は、以下の通りである。

- ・「三位一体の改革による国庫負担金の削減、税源移譲については、本市においては、削減分と移譲分とでそれほど影響は出なかったが、交付税の削減による一般財源の削減については、歳入の減として直に影響が出る。都市部では景気は回復傾向にあるため、法人税、固定資産税等の収入が増加しているが、本市のような地方都市ではまだまだ税収の増加は期待できない。また、これまでの景気対策等の観点から推進してきた公共事業に係る地方債の償還額の増、不況による扶助費の増等により財源状況が厳しい折、更なる財源確保が必要となり非常に苦慮している。」
- ・「三位一体の改革のうち、税源移譲と国庫補助負担金の見直しはほぼ均衡しており、大きな影響はなかったが、地方交付税が平成 16 年度に大きく減額されたため、本市は大幅な財源不足となり、基金の取崩で対応した。その後、地方交付税については、低い水準のまま見直しが進められ、さらに削減される状況が続いている。財源調整用の基金の取崩で毎年対応しているが、このままでは数年で基金が枯渇する可能性がある。」

国庫補助負担金改革が税源移譲額に見合っていない

前項の自治体よりさらに厳しい状況にあるのが、国庫補助負担金に見合うだけの税源移譲が行われなかった場合である。この場合、地方交付税により差額はカバーされるのが本来の姿であるが、同時に行われた臨時財政対策債を含む地方交付税の大幅な削減により、結果的には大きな歳入減となった都市自治体が多かった。代表的な回答は、以下の通りである。

- ・「国庫補助負担金の削減規模に対して税源移譲の規模が小さく、しかも予算編成間近になって明らかになったため、実施決定済の事業に対する財源調整、予算編成が混乱した。」
- ・「国庫補助金等の急激な一般財源化に対し、未だ税源移譲が十分でないこと及び、これまでと同様に、大幅かつ早急な税収増が見込めない状況にあるため、財政調整基金の取り崩し等による性急な財源確保に苦慮した。公立保育園に係る国庫補助金の一般財源化に対し、鋭意、指定管理者制度の導入等により対応してきているが、市内公立保育園の割合が高く、園数そのものを急激に減らすことは難しいため、現在、大幅な方針確定に苦慮している。」
- ・「国庫補助負担金改革については、児童手当や児童扶養手当のような地方の自由度化に繋がらないものが多く含まれており、本市の場合は、その全国的に占めるシェアが大きいことから税源移譲不足が生じた。」
- ・「一応、この3年間で、国庫補助負担均等の削減と税源移譲の関係を試算すると、削減された補助金約3億5千万円、一方、所得譲与税として譲与された額は約2億1千万円となり、差額で約1億4千万円のマイナスとなった。主には、保育所運営経費の削減が大きく響いている。基本的には、この差は交付税への算出がなされているということであるが、交付税改革で総額の減少が続く中では実質マイナス影響となっている。当然この影響は毎年継続するわけで、補助金の削減だけで保育基準等が現行のままであれば、市の裁量の拡大にはなってなく、保育所施設の削減などで対応せざるを得ない状況に追い込まれている。」

平成16年度の急激な地方交付税の削減の影響が大きかった

改革の過程の中で、平成16年度地方財政対策における、いわゆる「平成16年度ショック」は、各自治体の財政運営に大きな影響を与えた。回答にも、この時の予算編成に苦心したというものが多くみられた。代表的なものは、以下の通りである。

- ・「平成16年度における普通地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な縮減が本市の財政に大きな影響を与え、投資的経費を大幅に圧縮せざるを得ない状況に陥っている。職員の減員等をはじめとして経費の節減に努めているものの、一方で少子化対策や高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増加が著しく、財政の硬直化が一気に進む状況となっている。」
- ・「特に平成16年度予算編成において、いわゆる12%ショックが実施されたとき、財源収支不足額が10億円程度となり、編成が困難となりました。」

前年度対比約 9 億 2 千万円減（ 5.0% ）の予算規模にならざるを得ず、一部事業の先送りをした予算となりました。」

- ・「平成 16 年度に自治体が予測できない中で行われた地方交付税の大幅な削減に端的に示されているように、この間におこなわれた地方交付税の縮減は、大幅にかつ短期間に行われている。このように対応期間が少ないため、平成 15 年度以降 3 年間で約 90 人、約 1 割の職員数削減をしているが、対応しきれず、職員給与の年間収入の 5%ないし 10%に上る削減などで対応せざるを得なかった。」
- ・「平成 16 年度予算の地方財政対策において、事前に予想できなかった規模で地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額の縮減が決定され、予算編成作業での対応に苦慮した。」
- ・「平成 16 年度の改革による普通交付税・臨時財政対策債の削減が最も大きく影響しており、急激な財政規模の縮小に、単年度の歳出削減で対応することが困難であった。依然この影響を脱した状態にはなっておらず、財政状況が悪化している。財政調整基金の繰入による年度間調整についても、その残高が減少しているため、歳出削減と市民負担の増を同時に、かつ早急に行う必要が生じている。住民の理解を前提とした「真に計画的な住民負担の調整」を図ることが課題となっている。」

次年度の制度改革の決定が遅れたため、予算編成に苦心した

各年の制度改革の過程の中で、制度改革の決定が予算編成時期に突然なされることから、予算編成上支障を来したという回答が多く見られた。代表的な回答は、以下の通りである。

- ・「国からの情報伝達が遅く、また不確定要素を含み詳細な部分までの説明がないため、市個別単位での影響額が非常にわかりづらく、予算に反映させるための検証時間が非常に少なく苦慮した。改革によって、地方交付税が大きく減少したため、財源確保と歳出全般にわたる見直しなどで、厳しい財政運営を迫られた。」
- ・「市の予算編成時期までに情報が確定せず、財源調整機能としての交付税歳入見込みが立たなかった。結果として補正予算にて大幅な事業見直しを迫られている。」
- ・「いわゆる「三位一体改革」と総称される一連の改革は、数年度にわたって行われて来たが、毎年時期が予算編成の押し迫った時期の決定となり、予算編成において非常に労力を要するものであった。急に制度が大きく変更になり、不確定な財源措置での当初予算編成を行う状況はあまり好まし

くないと考える。交付税改革については具体的額が見積もりにくいいため、低く抑えた予算編成をすることを指導されたり、補助金改革においては見切りでのスタートとなり、執行段階で遡っての変更等も見受けられるような状態であった。」

- ・「国庫補助負担金改革の見直し内容が予算編成段階では明らかではなく、事業費の予算計上を適時適確に行うことに困難があった。また、交付金化されたものは、補助採択が決まるまで計上できなかったことは対応を難しくした。」
- ・「三位一体改革のうち地方交付税改革及び国庫補助負担金の一般財源化等の細部の情報提供が非常に遅いとともに、都道府県経由で交付されるものも多くあるため、制度設計及び財源調達が不透明な状態で次年度の予算を編成する必要があった。また、自主財源が非常に厳しい本市にとっては、地方交付税の動向に市の財政状況が大きく左右されるため、次年度のみならず後年度の財源状況を見込むことが困難となり、事業計画も縮小せざるを得ない部分も表れてきた。」
- ・「具体的な国庫補助負担金の削減等が、予算編成時期になってもなかなか決定せず、財源推計が困難であったこと。」
- ・「国庫補助負担金の廃止・削減対象事業及び規模の決定及び代替財源の確保の見通しがつきにくかったことにより、基金取り崩しを前提とした予算編成とならざるを得なかったこと。」
- ・「各種補助・交付金の一般財源化等について、国や県から通達される制度変更の詳細内容が遅れていたため、予算編成に当たり苦慮する部分があった。」

その他

他にも財政運営上苦心したものとして、以下のような回答があった。

- ・「一連の制度改革（歳入減少）が唐突かつ急激に行われたため、その対応も緊急避難的な対応（給与カット、補助金等の一律カット、財政健全化債の発行など）を行わざるを得なかった。また、ある意味で市町村合併も十分な住民が合意形成を図るというより、自治体としての生き残りや将来への不安が先に立った、緊急避難的な対応であったとも言え、合併支援措置や合併によるスケールメリットは一定享受できたが、中山間地域、過疎地域を多く抱える地方の合併は行政面積の拡大に伴うスケールデメリットへの対応に苦慮している。」
- ・「国は国庫補助負担金を削減し、交付税に盛ったと説明しているものでも、

あるものは削減された金額に対して交付税に算入されたものが雀の涙ほどだったりまたその分はきちんと算入されていても交付税総額の削減額のほうが大きかったりしている。当市は歳入の過半を地方交付税にたよっている予算規模 110 億～140 億円の団体であるが、地方交付税は H11 年度の約 70 億円から H17 の約 55 億円まで減少している。この交付税の減少は行財政改革の努力もおいつけないスピードである。」

- ・「税源の移譲はあったものの、国庫支出金と地方交付税の廃止・見直しにより結果的に当市の歳入は約 11 億円減少した。国庫補助等が廃止となった事業を打ち切るのは困難であるため全ての既存事業の廃止・休止や延伸などの見直しを行い財源を確保しているところであります。」
- ・「税源移譲と国庫支出金見直しによる地方分権が進められている一方で、地方財政計画の見直しによる地方交付税の急激な圧縮が財政運営の自由度を奪い、行革のスピードが追いつかない状況となっている。急激な行革に伴い、住民との信頼関係維持に苦慮している。」
- ・「三位一体改革により国庫負担金改革・地方交付税改革と依存財源が減っていく中で、いろいろな歳出削減努力を行ってきた。歳出削減の限界が近い中、行政サービスの水準を確保し、今後も健全化に向け資金調達の多様化の検討、自主財源の確保などの課題に取り組まなければならない。」
- ・「基本的には国の財政運営の失敗を地方に押し付けたという色合いが強いと感じているが、地方分権推進という意味では評価できる面もあり、国から地方への仕事と権限の移譲は、税源移譲など適切な財源措置を前提とすべきである。また、公立保育所負担金などが一般財源化されたが、交付税総額の抑制により本市のような財源が脆弱な地方自治体の実質的な持ち出しが増加しており、市民サービスの低下、市民負担の増加を行わざるを得ない状況となっている。」
- ・「地方財政計画では一般財源を確保するとされながらも、実際は減少している。「地方歳出のスリム化を促す」とされているが、先に地方交付税を削減することで、スリム化を余儀なくする手法は市民と直に接する市町村にとっては早急な対応が難しい。」
- ・「地方交付税（臨時財政対策債を含む）が減額されたことによる一般財源の確保のため、財政調整基金等を取り崩して予算編成を行なう状況となった。」
- ・「税源移譲が十分になされないままに、国庫補助負担の削減がなされ、また、県単独補助も県の財政難を理由に一方的に削減された。平成 19 年度以降も本市のように高齢化比率が 30%を超える過疎地域においては、税

源そのものが少ないことから税源移譲による市税の増加もあまり見込めない。また、新型交付税も人口約 8 万人、面積約 800k m²の本市では、推計で大幅な減額が予想される。今回の改革は、都市と地方において、勝ち組と負け組を作る結果となったと考える。結果、住民サービスの低下を伴う、行政の守備範囲と市民の守備範囲の見直しを行わざるを得ない。」

- ・「平成 16 年度を初年度とし、3 ヶ年計画として政府より打ち出された三位一体の改革は、真の地方分権の確立を目指し「国庫補助負担金の廃止」、「税源移譲」、「地方交付税の見直し」を同時に行うことが大前提であった。それにもかかわらず、実際には税源移譲を伴わない補助金の一方的な廃止や地方交付税の大幅な削減、地方に対する相変わらずの国の関与など、結果として三位一体の改革の名を借りた国の財政再建を優先した改革と言わざるを得ないものであった。特に地方交付税の見直しに関しては、「地方固有の財源」であるにもかかわらず大幅な削減が図られ、地方財政を更に圧迫する結果となった。」